

令和7年度柴田町議会3月会議会議録(第4号)

出席議員(18名)

1番	吉田謙治	君	2番	大橋武彦	君
3番	平間康弘	君	4番	笠松均	君
5番	吉田清	君	6番	小田部峰之	君
7番	森裕樹	君	8番	安藤義憲	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	大坂三男	君	12番	平間奈緒美	君
13番	佐々木裕子	君	14番	高橋たい子	君
15番	広沢真	君	16番	白内恵美子	君
17番	吉田和夫	君	18番	石森靖明	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸英義	君
会計管理者兼 会計課長	沖館淳一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	藤原輝美幸	君
まちづくり政策課長	熊谷英樹	君
財政課長	大山薫	君
税務課長	渡辺潤	君
町民環境課長	犬飼美江子	君
健康推進課長	佐藤正人	君
福祉課長	三浦英明	君
子ども家庭課長	真嶋朱美	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	宮武靖洋 君
商工観光課長	天野敬 君
都市建設課長	佐藤康弘 君
上下水道課長	平間一行 君
危機管理監	太田健博 君

教育委員会部局

教 育 長	古積裕一 君
教育総務課長	小林威仁 君
生涯学習課長	畑山慎太郎 君
スポーツ振興課長	杉本龍司 君

その他の部局

代表監査委員	関場孝夫 君
--------	--------

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	鹿又博文
次 長	今野裕介
副 参 事	大川原真一

---

議 事 日 程 (第4号)

令和8年3月5日(木曜日) 午前9時30分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

(10) 小田部 峰 之 議員

(11) 平 間 幸 弘 議員

(12) 佐々木 裕 子 議員

第 3 議案第65号 柴田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

第 4 議案第66号 柴田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 5 議案第67号 柴田町公告式条例の一部を改正する条例

第 6 議案第68号 柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 第 7 議案第 69 号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
  - 第 8 議案第 70 号 課設置に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 9 議案第 71 号 柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例
  - 第 10 議案第 72 号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例
  - 第 11 議案第 73 号 令和 7 年度柴田町一般会計補正予算
  - 第 12 議案第 74 号 令和 7 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
  - 第 13 議案第 75 号 令和 7 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
  - 第 14 議案第 76 号 令和 7 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
  - 第 15 議案第 77 号 令和 7 年度柴田町下水道事業会計補正予算
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（石森靖明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石森靖明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において17番吉田和夫君、1番吉田謙治君を指名いたします。

---

---

### 日程第2 一般質問

○議長（石森靖明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

6番小田部峰之君、質問席において質問してください。

〔6番 小田部峰之君 登壇〕

○6番（小田部峰之君） おはようございます。6番小田部峰之でございます。大綱2問、質問させていただきます。

大綱1問目、阿武隈急行線を軸とした「選ばれる町・柴田」への戦略的投資と定住促進を。

1) 阿武隈急行線在り方検討会の提言から1年が経過しようとしています。鉄路存続の決定は、単なる路線の維持にとどまらず、町の価値を最大化するための未来への投資であるべきです。

町として住民に対し、この存続の決断と将来ビジョンをどのように発信していく考えか伺います。

また、単に通過する乗客を増やすだけでなく、町に住み、納税する定住人口を増やすためのグランドデザインを町長はどう描いていますか。その具体像は。

2) 本町は仙台圏と比較して地価に「値頃感」があり、定住のハードルが低いという潜在能力を持っています。この強みを最大化するため、提言にある都市計画道路新栄通線の整備状況と住宅地集積に向けた具体的な着手時期と完成目標を伺います。

あわせて、過去の災害経験に基づく「災害耐性の強さ」や「温暖な気候」という強みを、助成金や民間開発との連携といった住宅誘致策とセットで戦略的に発信する計画はあるか伺います。

また、槻木駅を避難所として活用する検討については、地域価値を高める方策の一つと捉えていいのか、町の認識を伺います。

3) 柴田町は、JR東北本線と阿武隈急行線、国道4号が交差する「交通の要衝」です。船岡駅、槻木駅だけでなく、東船岡駅も柴田町の新たな玄関口として再定義すべきと考えます。ベンチ増設等の小規模改善にとどまらず、Wi-Fi整備やバリアフリー化など、高齢者や学生が「ここで待ちたい」と思える快適な空間創出に向けた具体策はありますか。

4) みなし上下分離方式の導入や、国の鉄道事業再構築事業の活用について、財政負担の見通しと経営改善のチェック体制はどうなっていますか。

5) 以前、ふるさと納税の使途メニューに地域鉄道（阿武隈急行線）の支援に関する事業が追加されました。これまでの寄附実績や注目度、具体的な活用効果について伺います。

あわせて、今後もこの取組を継続し、さらなるPRを強化していく考えはありますか。

**大綱2問目、歩行者と自転車に優しい安全なまちづくりと、改正道路交通法への対応は。**

1) 今年4月1日から、自転車の交通違反に反則金が科される「交通反則通告制度」、いわゆる「青切符」が施行されます。ルールの厳格化に伴い、町としてもハード面の整備が急務であると考えます。

町道の一部への矢羽根型路面標示の設置は高く評価していますが、法改正を見据え、自転車が「車道左側」をより安全に走行できるための空間確保や路面改修について、さらなる計画はありますか。取締りが強化される一方で、走行環境が不十分なままでは住民の理解を得るのが難しいと考えます。

ソフト・ハード両面での周知や環境整備をどう進めていく考えか伺います。

2) 役場庁舎や生涯学習センター等の公共施設において、強風による自転車の転倒や、それに伴う車体の損傷、利用者同士のトラブルを懸念する声があります。環境負荷低減や健康増進の観点から自転車利用は大いに有効ですが、安心して駐輪できる環境整備は不可欠です。

近隣自治体の整備事例も参考に、まずは主要な公共施設へ前輪を固定できる駐輪スタンドを

試験的に導入する考えはないか伺います。

3) 住民からは「歩道の側溝ふたのがたつきや段差で転倒した」という切実な声や、近所の小児科へのベビーカー利用者の苦勞、また移住した方からは「歩道の段差が気になる」という声が届いています。凸凹やがたつきのある歩道を放置することは、安全性の観点からも課題があると考えます。特に、不安の声が大きい槻木地区（旧国道4号）を含め、早急な点検と改修を行うべきではありませんか。せっかく柴田町に魅力を感じて移住された方が、歩道の不便さから町のイメージ低下を招き、定住促進の妨げになると懸念されます。

移住・定住施策の一環としても、歩道整備の優先順位を上げるべきと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 小田部峰之議員、大綱2点ございました。

まず、大綱1点目の阿武隈急行でございます。

1点目、小田部議員からは今回、阿武隈急行線の存続に対し、未来への投資や定住人口の増加といった阿武隈急行への熱い思いの下に前向きなご提案をいただきましたが、私としては責任ある立場からすると、これからの阿武隈急行線の現状は、より厳しく現実的に考えていかなければならないと考えております。

その理由としては、1つに全国的な人口減少、特に地方における人口減少が著しいということです。

現に、角田市と丸森町を合わせた人口の推移を見ますと、令和2年国勢調査の4万238人から、令和7年12月末の3万7,194人と、5年間で3,044人、率にすると7.56%減少しており、その分、鉄道の利用者自体が減少していることが最大の問題となっております。

また、令和7年12月14日の河北新報にも掲載されていましたが、角田市が住民に対して行った公共交通の利用実態などをめぐるアンケートでは、阿武隈急行線を2年以上利用したことがない住民が54.4%に上るという結果が出ており、こうした実態からも分かるように、今後、阿武隈急行線の利用者がピーク時であった平成7年当時の325万人に戻る見込みはあり得ないと考えております。

2つに、利用者の減少に加えて、鉄道施設の老朽化などにより、ますます沿線自治体の財政負担が増えるということでございます。今後、さらに鉄橋や線路の修繕などに伴う施設整備費や赤字補填が増えれば、柴田町の財政は相当厳しい状態に置かれます。

3つに、阿武隈急行線が存続したからといって、直ちに定住人口が増える、あるいは人口減少が抑制されるわけではないということでございます。

先ほど、角田市、丸森町、直近5年間の人口減少率は7.56%と申し上げましたが、これに対し、鉄道を有しない蔵王町、村田町、川崎町、七ヶ宿町の4町の同期間における人口減少率は7.65%となっており、両者の数値に大きな差はございません。

加えて、より利便性の高いJR東北本線が通っている白石市においても、直近5年間の総人口が8.47%減少しているという事実を踏まえると、単に鉄道の存続が人口対策の決定打にはつながらないことをご理解いただきたいと思います。

こうした厳しい状況下でも、阿武隈急行線を存続させると私が決断したのは、未来への投資という側面よりも、むしろ近隣自治体との関係維持と現在の地域住民の足をいかに守るかという課題への対応であります。

本町としましては、今後もできる範囲の中で最大限の支援を行ってまいります。阿武隈急行線の存続には、まずもって角田市民や丸森町民の日常からの利用を増やしていくことが不可欠であり、さらに阿武隈急行株式会社の経営努力が必須と考えております。

2点目、新栄通線延長に伴う周辺整備でございます。

都市計画道路新栄通線は、船岡駅前広場を起点として、船岡新栄地区を經由し、剣崎地区までを結ぶ市街地の重要な幹線道路として昭和37年に都市計画決定されました。

全体の整備経緯としては、昭和50年代に阿武隈急行高架橋道路を整備し、平成元年から平成18年までに、起点である船岡駅前広場の整備、船岡南地区から船岡新栄地区の整備、終点部の剣崎地区の整備を行ってまいりました。

今後は、提言にある県道角田柴田線から阿武隈急行高架橋道路までの未整備区間について、基礎調査を進めてまいります。

基礎調査では、1つに、最新の法基準に照らし合わせた場合の整備計画の検証、2つに、道路整備に係る概算全体事業費の算出、3つに、国の支援メニュー等の整理や関係機関との協議調整などの事業スキームの検証を行う計画としております。

なお、ご質問にあった住宅地集積に向けた柴田町独自の住宅誘導施策等を行うのは、現在の厳しい財政状況を踏まえると難しいと考えております。

当面は、県道角田柴田線沿線沿いや今後整備する新栄通線の延伸沿いに、民間活力を主軸とした開発に期待したいと考えております。

次に、槻木駅を避難所として活用することについてですが、避難所が充実していることは地

域の安心につながるとともに、地域価値を高める要因となることは十分理解しております。

しかし、槻木駅を避難所として活用する場合には、次のような課題が挙げられます。

1つに、槻木駅を避難所として活用する場合、活用場所は駅内のコミュニティプラザが想定されますが、面積が狭く避難所としての十分な収容能力に欠けていること、2つに、災害復旧の要として鉄道の再開を最優先しなければならないのに、駅が避難所となることで、交通インフラとしての機能再開が遅れる懸念があること、3つに、駅施設は鉄道事業者と町との所有物が共存しているため、備蓄品の管理や災害時の誘導、警備の主体など責任の所在が複雑になること。

こうした理由から、災害時においては、槻木駅は公共交通の結節点としての機能復旧を最優先としなければならないことから、避難所としての活用は困難と考えております。

3点目、東船岡駅の施設整備でございます。

東船岡エリアには、骨格道路となる都市計画道路新栄通線の延伸整備を推進してまいりますが、現実的には令和6年度の東船岡駅の利用者数は1日平均で70人程度にとどまっており、今後も利用者は減少していくものと見込まれますので、議員ご指摘の、新たな玄関口として再定義することは非常に非現実的であると感じております。

また、東船岡駅を通学や通勤で利用されている住民の皆さんにとって、快適な駅環境を確保することは十分に理解するところですが、利用者が限られる中においては、Wi-Fi環境の整備や本格的なバリアフリー化などの新たな設備投資よりも、多額の費用を要しない範囲内のベンチの補修など、現在の利用規模に見合った機能を維持し、安心して使い続けられる駅環境を守っていくことが適切であると考えております。

4点目、みなし上下分離方式の導入や、国の鉄道事業再構築事業の活用でございます。

ご指摘の鉄道事業再構築事業を活用する際には、1つに、鉄道事業者と沿線自治体により鉄道事業再構築実施計画を作成し、国からの認定を受ける必要があります。2つに、計画期間である10年間、鉄道事業者が沿線自治体からの支援を受けること、3つに、上下分離や、みなし上下分離などの事業構造とすることなどが要件となります。

このうち、上下分離方式の事業構造の転換については、阿武隈急行線は現在、既に鉄道施設や車両の更新、修繕にかかる費用を沿線自治体が負担する、みなし上下分離方式による支援を行っております。そのため、今回の鉄道事業再構築事業の活用によって、沿線自治体による支援の基本的な枠組みや体制は、これまでと変わるものではないと考えております。

この事業を活用する最大のメリットとしては、設備投資や鉄道施設の修繕の際、その費用に

対する国の補助率が、これまでの3分の1または4分の1から2分の1に引き上げられること  
でございます。

柴田町においては、この事業の活用によって令和8年度の緊急保全事業費等補助金の支出が  
最大270万円程度減額する見込みとなります。

次に、財政負担の見通しについてですが、施設整備の維持管理費用として、本町の今後10年  
間、阿武隈急行に対する負担総額としては約3億円で、1年間では約3,000万円ずつ負担する  
見込みとなります。なお、この額には経営支援、つまり赤字補填ですね、運行継続支援事業費  
補助金は含まれておりません。

ちなみに、令和7年度の本町の負担額は、緊急保全事業費補助が3,669万5,000円、運行継続  
支援事業費補助、これが赤字補填ですが、1,510万9,000円で、合わせて5,180万4,000円の見込  
みとなっております。

最後に、経営改善のチェック体制ですが、本町はこれまでも阿武隈急行株式会社自らの経営  
改善努力を再三要請してきました。阿武隈急行在り方検討会の提言においても、会社の経営健  
全化には民間人の登用や運賃改定を行う必要があるとされており、今後、取締役会等で計画の  
進捗管理、経営改善の状況確認を進めてまいります。

5点目、ふるさと納税の活用です。

阿武隈急行線の支援に関する事業への、これまでのふるさと納税寄附金の実績ですが、令和  
5年度は67件で198万4,000円、令和6年度は266件で628万8,000円、令和7年度は、令和8年  
1月末現在359件で926万7,000円となっております。

具体的な活用方法については、阿武隈急行運行継続事業費補助金、赤字補填に充当させる予  
定にしております。

ふるさと納税寄附金の使い道については、令和5年度柴田町議会12月会議での小田部議員の  
提案により、寄附者が使い道を選択する際の一つに阿武隈急行線の支援を設けたものでござい  
ます。

このことにより、全国の鉄道ファンや沿線出身者の皆さんから直接的な応援をいただく貴重  
な機会となっておりますので、今後も継続し、阿武隈急行線への支援につなげてまいります。

大綱2点目、歩行者と自転車に優しい安全なまちづくりと改正道路交通法で3点ございまし  
た。

1点目、まずハード面での環境整備については、自転車の通行量が特に多い船岡駅、槻木駅  
の駅前路線の町管理区間に、自転車の車道左側走行を誘導するための矢羽根型路面標示を設置

いたしました。さらに、駅前通りの県道区間については、県の協力の下、来年度に実施していただける計画となっております。

また、交通安全対策特別交付金等を活用して外側線などの引き直しを行い、自動車及び自転車ドライバーに対し走行位置を明確にする対策を行っており、来年度以降も継続的に実施してまいります。

次に、ソフト面での活動として、令和8年2月28日に交通指導隊及び各小学校区の見守り隊を対象とした自転車の交通安全指導方法に関する研修会を実施しました。今後も、町のお知らせ版への掲載や出前講座などと合わせて、大河原警察署と連携し、春、秋の交通安全期間中の街頭活動を通じて、交通反則通告制度の周知や、矢羽根型路面標示を設置した道路における交通ルールの周知啓蒙活動を実施したいと考えております。

2点目、駐輪スタンドを設置することは、強風の際に自転車が倒れることによる車体の破損や利用者同士のトラブルを防ぐためにも有効と考えております。

現在、町の施設で駐輪スタンドを設置しているところは駅の駐輪場以外ありませんが、現在建設中の新図書館には駐輪場に駐輪スタンドも設置する予定となっております。

庁舎や生涯学習センターにおいて、強風による自転車の転倒はあるものの、トラブルが発生したという報告は現在のところありませんので、駐輪スタンド設置については利用状況などを鑑みながら調査研究してまいります。

3点目、歩道の安全点検と改修です。

町が管理する町道は1,257路線、総延長約345キロメートルで、そのうち歩道は約82キロメートルとなっております。この相当の延長となる町内の道路の点検については、職員の現場巡回の際や、住民からの情報提供の際に実施しております。

また、重要度が高い学校周辺の通学路については年に1回、学校、警察、宮城県、町の4者合同による道路点検パトロールを実施しており、指摘のあった箇所については必要な対策を講じているところでございます。

今回、ご質問のあった槻木地区、旧国道4号には、槻木駅前から逢隈旅館前交差点を經由し、槻木駐在所方面に向かう県道槻木停車場線と、旧柴田観光タクシー北側のカーブから白幡地区、山寿商店ガソリンスタンド南側までの町道槻木172号線となります。この町道の歩道内には、中央に側溝が設置され、電柱が建柱されていたり、側溝と民地の間が未舗装となっている状況です。

今後、財政状況を踏まえながら、側溝の段差がある区間、未舗装区間を優先的に歩道の改修

工事を実施してまいります。

また、県管理分については、改めて議会から改修工事の提案があったことを申し伝えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石森靖明君） 小田部峰之君、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（小田部峰之君） ありがとうございます。前向きな回答をいただきました。何点か確認させていただきます。

阿武隈急行線なんですけれども、私が言いたいことは、負担という捉え方ではなくて、阿武隈急行線を利用するというか、それをどんどん活用して、何らかの町の発展のために資するものとして捉えられるのではないかなということなんです。厳しい状況は分かります。そして、人口も減っておりますし、利用者がそんなに伸びないことは確かなんですが、利用をしている方々はいらっしゃる。槻木で乗り換えて白石方面に行く人もいるし、仙台方面にそのまま乗っていく人もいますので、非常に角田、丸森にとっては重要な足となっております。

町長のご答弁にもありましたように、現在の地域住民の足をいかに守るかという課題への対応、そして、できる範囲の中で最大限の支援を行っていくというところ、本当にありがとうございます。了解でございます。

それと、新栄通はいつ頃、開通を目指しているのでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 新栄通線の開通ということのご質問なんですけれども、まずは町長答弁にもありました、基礎調査ということで3つ、整備計画の検証から全体事業費、それから、それから、こういったところの関係機関との協議が必要であるのか、そういったことをまず基礎調査の中で整理をいたしまして、そうすると、まず全体事業費、財政計画等も必要になってきますので、それらの調査結果を踏まえて、さらに調査研究をしていく形になるかと思えます。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（小田部峰之君） 一つ一つ進めていくということですね。

あとは東船岡駅ですね。あそこの住宅地が張りつくかどうかなんですけれども、これはあんまり可能性として見込みは少ないのでしょうか。その辺ちょっと伺います。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 今回のご質問の中に、街路整備と合わせた住宅の誘導施策もと

というようなお話がありました。実際、柴田町でも、これまで区画整理などを行って、宅地開発をして、定住人口を増やしてきた経緯がございます。特に、区画整理などを行ってきた平成5年から14年頃にかけて、特に、この隣になります船岡新栄地区、区画整理をして宅地化を進めたんですけれども、その後の建築確認申請の件数などを見ると、例えば平成7、8年時代ですと、最大で年間300件くらいの建築確認の届出があったんですけれども、区画整理が終わった後を見ると、その約半分くらい、150件、多いときでも200件くらいになりますけれども、そういった過去の記録、宅地造成をしても、それがそのまま増加につながるというようなことが起きていない。今後、さらに人口減少が進んでいく中で、宅地造成だけをして、なかなかそこに定住が、住みつくというのは今のところ難しいのかなとは考えております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（小田部峰之君） そこは何か民間との協力とかで一緒に進めていけるといいんですけれども、そういう可能性はございませんか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 今回、調査をします未整備区間がありますけれども、県道から東船岡駅前線までの区間になりますが、県道沿線については年間一、二件の民間からの問合せがございます。その問合せというものは、例えばその土地の制限状況とか、そういったものの問合せが一、二件あります。そういった意味では、ある程度民間のほうも興味を示しているところが数件あるのかなとは思っておりますので、その辺の状況を今後も見据えながら、民間の進出があれば、いろいろ検討、調査していきたいとは思っております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（小田部峰之君） 新栄通沿線なんですけれども、結構、地価の価格、何か最近上がっているような情報もあります。それでもまだ値頃感はあると思うんですが、そういうところでやっぱり注目されているということはないですか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 確かに、東北本線沿い、沿線の自治体と比べますと、まず全国の地価マップで公表されている単価を見ますと、沿線の北、岩沼、名取市と比べると、明らかに柴田町のほうが安価になっています。ちょっと立地条件は違うんですけれども、役場周辺で見たときに、岩沼については柴田町の1.7倍、名取については柴田町の2.7倍ということで、非常に値段としては柴田町は低価で求められる。

そういった影響もあって、先ほど宅地の件数などをお話しさせていただきましたが、岩沼市

よりも、令和4、5、6年、3年間の建築確認棟数を見ると、柴田町のほうが岩沼よりも多いんですね。議員おっしゃるとおり、仙台に近い岩沼市よりも柴田町のほうが宅地の届出件数が多いという結果が出ておりますので、議員がご指摘のとおり、確かに柴田町のほうが安価で求めやすいような環境になっていると町としても捉えているところです。

○議長（石森靖明君） 補足。税務課長。

○税務課長（渡辺 潤君） 小田部議員から新栄地区の値段ということであったんですけども、国で示している地価公示というのがあるんですが、そちらでは、新栄地区はずっと令和30年頃から右肩上がりに……（「平成」の声あり）平成30年から右肩上がりに上がっている状況でございます。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（小田部峰之君） これは町の魅力ではないですか。最大限の武器ではないかなと思うんですが、これも活用しつつ進めていったらいかがかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） まさに議員おっしゃるとおり、こういったところは非常に魅力ではあると思っております。

ただ、町、私ども都市建設課としては、周辺の道路の管理なども行っておりますが、やはり町としては、ある程度これまでもコンパクトシティを目指しておりますので、都市機能が集約されている周辺に居住、定住していただきたいということが町の方針でもありますので、郊外というか、そういうところに建てて駄目ではないんですけども、建てていただくと、その周辺の道路の整備などで追いつかない部分で、住まわれる方にご迷惑をかけたりする部分がありますので、ある程度、町のコンパクトシティに向けた市街地形成の方針に基づいて集約できていければなどは考えております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（小田部峰之君） 分かりました。少しずつ槻木のほうも人が増えておりますので、人というか、新築が結構多くて、新築、建て売りを建てるとすぐ入るんですね。すごい状況だなと思って、そういう面では何か柴田町もかなり底力があるのではないかなと感じておりました。

それと4点目、みなし上限分離です。既に、みなし上下ということをやってきておるということで、これが鉄道再構築事業の活用で負担が減るということで、これは本当によかったなと思って、やっぱり国の支援がなければローカル線は維持できないですね。本当に、引いたのはいいけれども、あとは任せるからみたいな感じでは、やっぱり自治体が疲弊することは当た

り前ですよね。そこは強く感じておりますので、町長の努力のおかげで、このような負担の割合も決まったし、町の利用の数によって決まりましたし、本当によかったなと思っております。阿武隈急行の経営改善努力は本当にしていただきたいとは思っております。

それと、ふるさと納税、結構上がって、67件、266件、359件と、こんなにあるとは私は実際思っていなくて、こういう項目をつくっていただいて本当に感謝しております。今後も継続していただけるということで、またよろしく願いいたします。

この件数は、やっぱり関心のバロメーターということになると思うんですが、そういう感じでよろしいのでしょうか。町としてはどう捉えていますか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（熊谷英樹君） 令和6年度のふるさと納税の阿武急に対する補助金が全体の1.2%、今年度はまだ途中ですが1.5%ということで伸びてきてございます。議員ご提案の使い方が全国のファンに響いたのかなと感じております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（小田部峰之君） 分かりました。ありがとうございます。今後も、ファンの支援の和を広げていけるように、私も阿武隈急行線、阿武隈応援団というか、そういうものをちょっと私も絡んでおりますので、そっちのほうで動いていきたいとは思っております。ありがとうございます。

それと、歩行者、自転車に優しいまちづくりです。交通指導隊と見守り隊を対象にした自転車の交通安全指導方法に関する研修会、これは私も見守り隊をやっているもので、一応誘われて参加してまいりました。とてもいい講習会でした。

実際、自転車の通るルールがよく分かっていなかったです。歩行者用の信号で渡る。それは、歩道にいるときは歩行者用の信号でいいと。一緒に渡れるらしいんですね。車道にいるときは車用の信号で通っていいらしいんですね。だから、歩車分離の交差点なんか、どうしたらいいのか、どっちがいいのかななんて、ちょっと悩みながら通っていましたが、本当にこういう講習会はとてもいいものだと思いますので、継続して周知啓発、ルールのほうをやっていただきたいと思っております。

あとは駐輪スタンドです。駐輪スタンドは、別にトラブルが発生したことはないということで安心いたしました。調査研究をしていくということですが、あと、ちょっと一つ気になるところが新総合体育館の駐輪場なんですけれども、風がもろに当たって、とめれば必ず倒れるんですね。最初から倒してとめるようになるんですけれども、ばたばたと倒れているん

ですよね、ほかの自転車も。あそこは早くつけたほうがいいのではないかなんて、ちょっと思っていました、いかがでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君） 総合体育館の駐輪スタンドについてなんですけれども、確かに新総合体育館は、中学生の動線が変わって、部活動がない日とか長期休みとか、そういったときは三、四十人が集団で自転車で、総合体育館を利用している形態は見受けております。そこで、指定管理者の業者と、やはり駐輪スタンドも検討には入っております。

ただ、駐輪スタンドの有効性を考えたときに、一つに安全性、トラブルがなければいいという。だから、トラブルがなければ駐輪スタンドが必要ないとか、そういうことではなくて、やはり未然防止も必要ですし、あとは「美」ですよね、環境美化、いわゆる駐輪場に行ったときに、自転車がきれいに並んでいるのと、ばらばらにとめているのとでは、やはり外見上もよくないということもありますので、そういったものを総合的に考えて、これから指定管理者とちょっと詰めていきたいなどは考えております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（小田部峰之君） 分かりました。見た目もそうですし、また人の自転車と絡まって、取るのに時間かかったなんて、そういうこともありましたので、できればそういう駐輪スタンドというものがあればいいかなと思います。

それと3点目、歩道の点検です。槻木地区の旧国道4号です。転んだという声が、あとハイヒールのかかどが挟まったとか、そういう声がありますね。それと、おじいちゃん、おばあちゃんたちがカートを押して、何かコンビニまで行くらしいんですけども、歩道ががたがたとしていて、車道の路肩を通るんだそうです。それではうまくないなと思って、こういうことを出させていただきました。本当に、優先的に舗装改修工事をしていただけるということで安心しました。どうぞよろしくをお願いします。

これはどういう計画で進めるものなんですか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 今、ちょうど槻木172号線、ご質問にある旧国道4号になりますけれども、こちらの歩道整備の計画ですが、まずは駅を起点に、その前後の歩道部分、車道の間、歩道内に側溝が設置しておりまして、側溝と民地の間、未舗装の部分が大部分あります。その部分を舗装することで、今の歩道、側溝、含めての幅員が大体1メートル未満、70センチとか80センチくらいですので、その部分舗装を1.5メートルくらいすると、2メートル以上の

歩道幅員が舗装された状態で確保できますので、まずは駅を起点に、その前後を舗装しまして、あとは側溝の段差、一部跳ね上がっていたりとか、ちょっと劣化によって欠けている部分などもございますので、そういった部分補修をして、歩道の整備をしていきたいと考えております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（小田部峰之君） 側溝のふたが跳ね上がっていたり、ちょっとがたがたとしていて、町でも応急処置は時々していただいております。本当にありがとうございます。やっぱり抜本的にきれいにしていただけたらと、みんなそれはずっと前から、私が議員になったときから言われていたんですけども、やっと今回こうやって動き出すことになって、本当に感無量でございます。

それで、大体何年ぐらいかかるものなんですか。山寿商店さんまでやるというと。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） まずは新年度予算にこちらの整備費を計上させていただいておりますので、その部分についてはお認めいただければできるんですけども、その後、全線となると、財政状況を毎年に見ながらの工事、進捗になりますので、具体的に何年後とは、この時点では申し上げられないところはあるんですけども、可能な限り推進できるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（小田部峰之君） 分かりました。

ちょっと気になるものが電柱なんです。歩道の真ん中に立っているんですね。多分あれは通信線の背の低い柱なんですけれども、電力の柱は縁石の並びに立っていて、そんなに支障にはならないんですけども、やっぱり電柱を何とかできないかなという声があります。通信線を電力に添架するとか、または移動するとか、そういうことは町から申し出ることは可能なのでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 今、ご質問にありました槻木172号線の歩道内に設置してある電力柱と電話柱、2種類ございます。今、ご質問にあったものは、歩道の真ん中にあるものは電話柱ということで、調査したところ、約7本ほどあります。そのうち1本については光ケーブルの引込みというか、地中に埋設する設備も添架されているものがありますので、その部分については今回、工事の進捗に合わせて、占有者、NTTになりますけれども、そちらと協議をしまして、電力に添架になるか、そのまま支障のない位置に移転になるか、工事に合わ

せて協議を進めていきたいと考えております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（小田部峰之君） 町からそういうお願いをした場合は、料金はどうなっているんですか。かかるんですか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 電力、NTTともに、移転の際の費用負担については協定を締結しております。今回のような拡幅工事に伴って、換地から換地、例えば道路内から道路内に移設する場合であれば、町の負担はゼロ、要は占有者の側が全て負担するというような形になりますので、町としては、その方向で協議を進めていきたいと考えております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（小田部峰之君） 分かりました。それが実現するとなると、すごくきれいな町並みになるのではないかなと期待しております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石森靖明君） これにて6番小田部峰之君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時30分再開いたします。

午前10時19分 休憩

---

午後10時30分 再開

○議長（石森靖明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番平間幸弘君、質問席において質問してください。

〔9番 平間幸弘君 登壇〕

○9番（平間幸弘君） 9番平間幸弘です。大綱2問、質問させていただきます。

1問目、**自転車交通ルールの遵守とマナー向上を。**

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用できる、身近で環境に優しい交通手段です。

本町でも令和5年12月から実施した自転車用ヘルメット購入助成制度が成果を上げ、万が一の際の負傷軽減に大きく寄与したものと考えております。

さて、自転車も車両の一種であり、交通ルールの遵守をより徹底するため、本年4月1日よ

り、16歳以上による一定の交通違反に対して「交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）」が導入されます。交通ルールの遵守は、最終的には本人次第ですが、全ての利用者はルールやマナーを再認識し、周囲の車両や歩行者に十分な注意を払って事故防止に努める必要があります。安全運転を心がけることは、自他共に命を守り、交通事故による被害を減らすことに直結します。

警察庁交通局が令和7年9月に発出した「自転車ルールブック」では、「青切符」の導入に伴い、各ライフステージに応じた官民連携の交通安全教育を充実させることが示されています。

そこで、本町として実施できる支援について3点伺います。

1) 町内の保育所・幼稚園及び小中学校における、自転車利用に関する教育カリキュラムの現状はどうなっているのか。

2) 「青切符」の対象が16歳以上になることから、高校生が予期せず違反者となる事態を避けるためにも、事前の教育が急務であると考えます。対象年齢に達する前の中学3年生に対して、自転車の乗車マナー向上を目的とした授業を実施すべきではないか。

3) 今回の制度改正には、町内全戸へのチラシやパンフレットの配布による周知は検討しているのか。

大綱2問目、**滝口町長の進退は。**

滝口町長は、町道富沢16号線の開通や柴田町総合体育館の完成など、本町の基盤整備に尽力されました。

また、子育て支援や水害対策に重点を置いた防災対策を精力的に進めてこられました。

さらに現在、令和10年4月にオープンを控える新図書館を核としたにぎわい交流拠点の整備が着々と進んでいます。

今後の大きな課題である柴田消防署や学校給食センターの建て替えについても検討を進める必要があります。加えて、現在進行中である各地区の圃場整備や町道四日市場1号線の整備についても、その歩みを止めることはできません。

このように、本町の諸課題や将来計画に対し停滞させることなく、切れ目のない行政運営を断行してこられたことに深く敬意を表します。

さて、町長として力強くかじ取りを担ってきた滝口町長ですが、本年7月に任期満了を迎えられます。任期が迫る中、これまでの歩みを振り返っての現在のお気持ちと、今後の町政運営、ひいてはご自身の進退についてどのようにお考えなのか、町長の見解を伺います。

以上です。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。1問目の1点目、2点目、教育長、1問目の3点目、2問目、町長。

最初に、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（古積裕一君） 平間幸弘議員からの質問、大綱1問目、自転車交通ルールの遵守とマナー向上についてお答えいたします。

1点目、町内の保育所・幼稚園及び小中学校における自転車利用に関する教育カリキュラムの現状はについてですが、小中学校におきましては警察署等の協力を得て、年間の指導計画に基づいて、年1回以上の交通安全教室を実施し、実技や講話を通じて指導を行っております。

一方、保育所、幼稚園におきましては、園児の発達段階を考慮し、自転車の運転指導そのものは行っておりませんが、園外活動時などに交通ルールの習得や保護者への啓発に努めているところです。

2点目、中学3年生に対し、自転車の乗車マナー向上を目的とした授業を実施すべきではないかについてですが、本町におきましては、これまでも全ての小中学校において警察署と連携した交通安全教室を実施し、継続的な指導を行ってまいりました。

今後の対応といたしましては、新たな授業枠を設ける形ではなく、既存の交通安全教室や全校集会等での指導内容を中学生の発達段階に合わせて、一層充実させることで対応してまいります。

警察と連携して、青切符制度の仕組みや罰則規定のほか、違反者とならないための教育はもちろんのこと、自他共に命を守り、交通ルールの遵守と責任の自覚を促してまいります。

以上でございます。

○議長（石森靖明君） 次に、1問目の3点目及び2問目。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 3点目、自転車への交通反則通告の制度を含む交通ルールの啓発を目的としたチラシやパンフレットを町内全戸に配布することについては、近年のデジタル技術の進展を受け、ウェブサイトやSNSを活用した情報発信が有効であることから、町の公式ホームページやLINE配信において、交通ルールに関する情報や自転車利用の安全対策を掲載し、周知する予定でございます。

さらに、地域への直接的な啓発活動としては、出前講座の開催や、春、秋の交通安全期間中の街頭活動などを通じて、自転車の交通安全意識を高め、交通ルールの周知を効果的に図るこ

とができると考えております。

なお、内閣府、宮城県及び宮城県警から提供されるパンフレットやポスター等は、地域住民の目に触れるような各生涯学習施設などへ設置いたします。

今後も、自転車の安全利用促進に努め、地域の皆さんに安全・安心な交通環境の提供を目指してまいりたいと思っております。

大綱2点目、私の進退についてのご質問でございました。

まず、感想です。これまでの町政運営の歩みを振り返れば、常に頭をよぎっていたのは、いかに財源を確保して町政を運営するかということでした。

「政策は予算なり」。たとえ町民にとって耳障りのいいビジョンや政策を掲げたとしても、財源の裏づけがなければ、絵に描いた餅、絵空事にすぎません。それでは首長としての責任を果たすことはできません。

また、地方自治体の予算編成は、「入るを計りて出づるを制する」が基本であり、本来、町民が納めていただいた税金以外の行政サービスはできません。

それでは住民の暮らしを支え、地域を活性化することはできませんので、職員とともにアンテナを高くし、国や県の補助金や有利な地方債等と一般財源を組み合わせることで投資的経費を確保してきたところでございます。

しかし近年においては、税収は伸びているものの、社会保障費がそれ以上に増え、一般財源が相当窮屈になってきております。それでも何とかやりくりしながら、財政再建の一手手前まで踏みとどまっているのが現在の柴田町の財政状況でございます。

さらに今後は、仙南地域広域行政事務組合における令和8年度から11年度にかけての白石消防署の建て替えに約18億円、令和10年度から13年度にかけての柴田消防署の建て替えに約16億円、令和12年度から15年度にかけて事務組合本庁舎及び大河原消防署の建て替えに約45億円が現時点で予定されていること、また、みやぎ県南中核病院救急医療負担金、手術室増設に係る負担金、分娩再開に係る支援金が今後要請され、柴田町にとって多額の支出となること、加えて阿武隈急行株式会社に対する赤字補填など、町長がコントロールできない歳出が今後大幅に増えることから、本町の財政に対する不安が高まるばかりとなっております。

こうした財政を取り巻く厳しい環境の中で、令和8年度の予算編成を行ったわけですが、歳入と歳出の乖離が大きく、それを埋めるために財政調整基金及び町債等管理基金から7億4,750万4,000円、ふるさと柴田応援基金から3億4,696万5,000円、合計10億9,446万9,000円を取り崩さざるを得ませんでした。

その結果、財政調整基金及び町債等管理基金の現在高は11億2,886万8,000円、ふるさと柴田応援基金の残高は5億1,401万9,000円となり、これは3年ももたずに財政調整基金が枯渇してしまうペースとなっております。

これまでの取崩しが、令和6年度当初予算の9億3,899万4,000円、令和7年度当初予算で9億6,068万8,000円でしたので、財政はさらに硬直化し、令和11年度までは一般財源だけで新しい事業やサービスの提供はほとんどできない財政状況でございます。

今、私が考える最大の関心事は、令和8年度当初予算を議会や町民の皆様にご理解いただき、成立させることにありますことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（石森靖明君） 平間幸弘君、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） 子どもたちに対してのは、自転車であり、幼稚園とコウシャとしての交通ルールというのは理解できました。

ただ今回、私がちょっと重点を置いているのは16歳からの青切符ということで、中学3年生の学年に対しての集中的なカリキュラムというか、授業を行えないかと考えているところです。年に1回やっているということなんですけれども、例えば小学生も自転車通学、たしか自転車をみんなを持ってきて、やっていたと思うんですが、中学生に対しての交通ルールの指導と、これはどういう形で行われているのか。お願いいたします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君） 中学校につきましては、大河原警察署の方が来ていただいて、講師となって、自転車を含む交通安全全般についてのお話をさせていただいているという状況でございます。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） 文科省の資料から、「安全な通学を考える～加害者にもならない～ワークシート」というものが多分あると思うんですが、この辺に対しての、これに基づいた授業とかカリキュラムは行われているんでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君） それに基づいたカリキュラムではないと思います。あくまでも警察の方からの講話という形になっております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） そうすると、文科省の指導のポイント、ワークシート、安全な通学を考

える、これは実施されていないということによろしいですか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君） ちょっと詳細までは把握しておりませんが、当然通学の際の注意すべき点なんかも含めて、全般的な交通安全の指導をいただいているというところがございます。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） 交通違反にならないというよりも、自転車の事故は何か増えているということなんですが、やっぱり加害者にならないための教育、これが交通ルールを守る上では一番大事なのかなと思うんですが、こういった文科省の出しているワークシートを使った指導、こういうものをこれから実施していく予定はあるんですか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君） やはり加害者になり得るということでございますけれども、他者の命を尊重する意識づけというものは非常に教育の中では重要なところでございます。そういった事故の被害者、加害者になった事例なんかを授業とか、そういった講話の中で取り上げて、命の尊さを学ぶ、そういった教育を展開していきたいと考えております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） 前向きな答弁をいただきました。義務教育の最後の年ということでもある中学3年生、単なる講習ではなくて、やっぱり加害者になった際の民事責任、それから賠償責任等についても触れるなど、社会人一步手前としての自覚を促す踏み込んだ内容を検討すべきではないかなと思っているところです。

例えば、PTA等と連携し、保護者の啓発もセットで行う考えはないですか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君） 法改正につきましては、既に令和7年度から取り組んでいる学校もあります。警察署からプリントを頂いて、保護者、全校生徒に周知しているところもありますし、小学校におきましても学校便り、あるいはPTAの懇談会などで警察のリーフレットを周知しているというところもあります。

1つ、ちょっとご紹介させていただきますと、今月、3月14日土曜日に、おもてなしクリーン大作戦があります。桜まつりを控えて、都市建設課が担当なんですけれども、町内の企業、関係者、あと町民の方々がおもてなしということで白石川をきれいにするものなんですけれども、そのときに船岡中学校のボランティアの子どもたちが大河原警察署と合同で、その会場で法改

正の街頭キャンペーンを行うことになっております。平間幸弘議員も毎年参加していただいているということですので、ぜひ子どもたちの様子を見ていただいて、お声がけしていただければと思っております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） 3月14日にそういった催しがあるということなんですが、クリーン作戦には私も参加させていただきますけれども、多分子どもたちが全員来るわけでもないでしょうから、そこはやっぱり全体に拡散できるような、交通ルール、対応をしていただければいいかなと思うところです。

例えば、もう一つなんですが、青切符導入により、いろいろ厳罰化が進むことから、終了しているヘルメットの購入助成制度、期間限定でもいいので、再度実施はできないのか。そうすることで、ソフト面とハード面への両方から町民を守ることができると考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（熊谷英樹君） 現段階では考えてございません。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） 考えていないということなので、これ以上は突っ込みませんが、ハードとソフト、両方合わせて、子どもたちの命を守る、そして子どもたちが事故に遭わないための、そういった教育を続けていただければと思うところです。

それでは、大綱2問目に移らせていただきます。

町長の回答は、まずは8年度の予算成立を目指しておられるということで、3月というこの時期に、町長に対して進退を聞くというのは、ちょっとまだ早いのかなとは感じたところでございます。

ただ前回、6月に進退を確認させていただきましたが、私、一般質問をする当日の朝に新聞発表になって、私の質問がするっと滑ったこともありましたが、できれば早めにその辺、進退を表明されてはいかがなのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほど回答したとおり、まず予算というものが一番、町政運営の要なんですね。それを議会の皆さんに了解していただくということで、大きな責任をまず果たせますので、まずはそこに全力を挙げるということが今の段階でございます。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） 今回の8年度の予算成立が一番大きな目標ということでございます。

例えば、町長の答弁にちょっと突っ込ませていただきますけれども、財政調整基金、現在11億2,800万円ということなのですが、町長の目指す財政調整基金の残高は15億円と伺っております。この辺の、戻す策というものは今後考えられているのか。財政調整基金を15億円に戻すと、どのように考えておられるのか伺います。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回の3月会議で財政課長が補正予算を説明した際に、繰戻しがありますということで、財政調整基金と減債基金、合わせて18億円まで戻せましたと報告いたしました。ということは、前年度20億円持っておりますので、あと約2億円、専決処分、それから決算で戻ってくれば前年度並みを確保できると。そういう財政構造がこれから続いていけば、令和7年度と同じような事業ができると。

ただし、問題が2つございまして、仕事をすればするほど後年度、11年度まで償還、15億円台、12年度から13、12と下がっていきませんが、12年度からの下がり具合の伸びが少なくなってくるということになります。

一番、柴田町の財政で大変なのは、実は現金が伴う支出が大変だと。それも、町長がコントロールできないというところに問題があるということを理解していただきたい。

今回、追加で社会保障、それから中核病院への負担金、それから仙南地域広域行政事務組合のデータ、お手元に届いているでしょうか。届いていますね。それを見てもらうと分かるおおり、コントロールできない予算がどんどん増えていくということが1つ。

それから問題なのは、中核病院の救急医療の負担金なのですが、本来、仙南でまとまって、救急医療に関しては赤字になるのですかね、やらなければならないんですが、何とか川崎、蔵王、七ヶ宿まで入っていただきましたけれども、白石と丸森は入らないということになります。

救急医療は利用者が利用すればするほど、その赤字分を負担するということになります。ということになりますと、人口が一番多い柴田町がこれから相当負担しなければならないと、救急を。今度は手術室を増やしますと、さらに分娩室を増やしますと、こういう格好なので、先ほど言ったように、現金が足りないのに、現金を要求されるということになると、にっちもさっちもいかなくなってくると。

今回、公共事業、大分1億3,000万円ぐらい、できたのは、ほとんど100%、それか90%の起債を使っているので、令和7年度と大きく違うのはそこなんです。

ですが、常にトップというものは今現在の予算も考えますけれども、将来の仙南広域の負担

金、阿武隈急行の負担金、中核病院の負担金、それがどのぐらい来るか頭の中に入れて、そして財政を破綻させないようにするということが町長の責務でございます。

昨日の、白内議員と夢の話をしましたけれども、夢は夢でいいんですが、夢を実現するのが私たち執行部の仕事なんですね。その辺はいつも言っているとおり、政策は予算、予算は財源、これがいっぱいあるのであればいいんですけども、それがありませんから、まずは当初予算、最大限、皆さんからの要望についてはできる限り反映させたつもりですので、ご理解いただければなと思っております。

以上です。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） 答弁ありがとうございます。そうすると、町長が今おっしゃったことも含めて、令和8年度の当初予算を成立することが最大の、今抱えている解決しなければならないということなんですが、そうすると3月会議が終わったら進退を表明されるということでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 予算が通った後に、自分の進退について考えて表明する時期が恐らく来るだろうと思っております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） では、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石森靖明君） これにて9番平間幸弘君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時15分再開いたします。

午前10時58分 休 憩

---

午後11時15分 再 開

○議長（石森靖明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番佐々木裕子さん、質問席において質問してください。

〔13番 佐々木裕子君 登壇〕

○13番（佐々木裕子君） 13番佐々木裕子です。大綱1問、質問させていただきます。

リチウムイオン電池の回収と広報は。

多様化する現代生活において、様々な電化製品が生活の中で利用されています。戦後の高度経済成長期においては、白黒テレビ、冷蔵庫、洗濯機が生活における「三種の神器」と呼ばれていましたが、現代ではドラム式洗濯乾燥機、食洗機、ロボット掃除機が「新たな三種の神器」として普及しているとのことです。

これらの共通点は、中・大型電化製品であり、長年使用して寿命が訪れた際には販売店やリサイクル業者に回収され、再資源として社会の中で循環することになります。

一方、生活の中で利用されている小型家電製品の種類は近年急激に増加し、スマートフォンをはじめ、ハンディファン、加熱式タバコ、電気シェーバー、コードレス掃除機などが挙げられます。これらに多く共通することは、その動力源を充電式のリチウムイオン電池としていることであり、その手軽さから急速に普及していることは周知の事実です。

しかしながら、リチウムイオン電池の回収や廃棄については課題が多く、特に廃棄物処理施設においてリチウムイオン電池が原因の火災事故が全国で頻発しています。昨年8月15日に、蔵王町に位置する仙南リサイクルセンターでリチウムイオン電池が原因と思われる火災が発生したことは記憶に新しいものです。

環境省が令和7年12月に「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」として、令和12年までに重大火災事故ゼロ、十分なりサイクル体制の構築を示したことから、柴田町も率先して取り組むことが急務と考えられます。

そこで、リチウムイオン電池の効率的な回収、リサイクル率の向上の観点から質問いたします。

1) 町のホームページには、リチウムイオン電池のみならず、充電式電池（ニカド電池・ニッケル水素電池）、コイン電池、ボタン電池、電化製品類バッテリーは集積所に出すことができないため、町民環境課窓口を持参するよう記載があります。なぜ集積所に出すことができないのでしょうか。

千葉県市原市では令和7年10月から市内約8,500か所の全ゴミステーションで回収を始めるなどの先進事例もあります。高齢世帯が増加する状況を鑑みても、役場にその都度持参することは簡便な回収方法とは言えず、集積所での回収が有益であると考えますが、町の見解を伺います。

2) 膨張や破損したリチウムイオン電池は、メーカーの自主回収対象外となることが多く、結果として各家庭に放置されていることが散見されます。発火や発煙、ひいては火災の原因となるような状況は改善すべきと考えますが、町の見解を伺います。

3) 一般的にどのような製品にリチウムイオン電池が内蔵されているのか、町民にとっては分かりにくいのが現実ではないでしょうか。

そこで、リチウムイオン電池単体だけではなく、電池が入っている製品そのものの写真やイラスト等を交えた分かりやすいパンフレット等の作成と配布が必要であると考えますが、町の見解を伺います。

以上、答弁願います。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木裕子議員、リチウム電池の回収、大綱1点でございます。3点ございました。

まず、なぜ集積所に出すことができないのかということです。

リチウム電池類の取扱いについては、令和7年4月15日の環境省通知を受け、令和7年9月に仙南地域広域行政事務組合と仙南2市7町の衛生担当者会議において、住民にとって、より利便性の高い分類・分別回収方法の基本的考え方について検討を始めました。会議においては、リチウム電池の分け方、出し方、収集方法について、1つに、リチウムイオン電池類を対象としたごみ区分の新設、2つに、専用の指定収集袋の導入などの検討案が出され、同年10月に検討案について仙南2市7町へのアンケート調査を実施しました。

それを受けて、同年11月に衛生事務主管課長会議を開催し、今後のリチウムイオン電池類の取扱いについては、集積所での回収は安全性、運用面での懸念が多いことから、今後は検討から除外し、これまでと同じ既存の市町が管理する施設での回収の強化を軸に検討を進めることになった経緯がございます。

今後、町としては、さらなる利便性を図るため、町内の生涯学習施設に回収ボックスを設置することで、リチウムイオン電池を容易に回収できるように検討してまいります。

2点目、破損したリチウムイオン電池です。

町では、膨張、破損したリチウム電池でも町民環境課の窓口で回収しておりますが、町民の皆様には情報が行き届いていない面もありましたので、町のホームページやお知らせ版、出前講座などを通じて、周知の機会を増やしてまいります。

3点目、佐々木議員おっしゃるとおり、一般的にどのような製品にリチウムイオン電池が内蔵されているか分かりにくいと思っております。主に、電池の取り外しができない充電式製品、例えばスマートフォン、タブレット、モバイルバッテリー、コードレス掃除機、電気シェーバ

一、ハンディ扇風機、加熱式たばこなど、そのほとんどにリチウムイオン電池が使用されていると言っても過言ではありません。

今後は、町のホームページに対象となる製品の写真等を掲載し、より分かりやすい情報を提供するとともに、仙南地域広域行政事務組合と連携しながら、パンフレット等の作成と頒布を行ってまいります。

以上です。

○議長（石森靖明君） 佐々木裕子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（佐々木裕子君） 答弁ありがとうございました。前向きに、ほとんどやっていただけるというようなことで、今答弁をいただきました。その中で、何点かご質問させていただきます。

リチウムイオン、出し方については今、生涯学習施設の、そういうところにも入れていただけるということで、改めて確認したいと思います。どこどこになりますか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（犬飼美江子君） まだ担当課とそんなに詰めてはいないんですけども、生涯学習施設というところになりますと、槻木生涯学習センター、船迫生涯学習センター、船岡生涯学習センター、あとは西住公民館、船迫公民館、改善センターなどと、ちょっと今のところ考えているところですが、まだ施設とも調整が必要ですので、今後また検討していきたいと考えてございます。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（佐々木裕子君） 今、考えていくというか、場所ですね。いつ頃までにお考えをまとめて、あと、こういうチラシとか、そういうものもやっていただけるのかどうか。その辺、お伺いいたします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（犬飼美江子君） こちらは、実は佐々木議員から質問がございまして、今まさに担当課と話を進めているところでございましたので、なるべく早めのほうで設置できるように検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（佐々木裕子君） ありがとうございます。では、なるべく早くやっていただけるような環境づくりに尽力いただければと思います。

それで、1点だけ、外出できない方とかいらっしゃると思うんですけども、高齢者だったり、障がい者の方だったり、そういう方のために特別に回収方法なんていうものは、これから

検討する予定などありますか。その辺、お伺いしたいと思いますけれども。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（犬飼美江子君） 申し訳ございません。今のところ、そこまではちょっとまだ検討できていないところでした。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（佐々木裕子君） やっぱそういう方々もいらっしゃると思うので、個別回収というのも大変なので、区長さんとかそういう方々にちょっとお願いして、そういう方のものを回収していただくような、そういう方法も一つのあれかなと思うんですけども、その辺も頭に残しておいて、ちょっと考えていただければと思います。

今、答弁いただきました中では、これからパンフレット等もより分かるような感じで、あとホームページの中にも出していただけるということなので、パンフレットなどはお知らせ版とか、それから回覧板で回していただけるのかどうか。その辺、1点お伺いいたします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（犬飼美江子君） 回覧板というところでは、配布はしないというところで、町の方向性でもございますので、まずはこちらで答弁させていただきましたとおり、ホームページやお知らせ版というところで考えてまいりたいと思います。

ただ、パンフレットというところで議員からお話がありましたけれども、ごみの出し方、分け方というところで、パンフレット、仙南広域で出している冊子があるんですけども、そちらにつきましては令和9年4月改訂というところで、今進めているというところですので、こちらは全戸に配布をさせていただくような形になる予定でございます。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（佐々木裕子君） おいおい高齢者も増えてくることなので、今回こういうことも、今、高齢者の方が1人で出せないような状況の人の件について伺わせていただいたんですけども、今答弁いただいた中では、きちっとやっていただけるような形で答弁いただきましたので、これを少しでも早く皆さんに分かりやすいパンフレットとかも見られるような形にしていいただければと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（石森靖明君） これにて13番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定されていた質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

---

日程第3 議案第65号 柴田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

○議長（石森靖明君） 日程第3、議案第65号柴田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3番平間康弘君。

○3番（平間康弘君） 3番平間康弘です。

まず、3ページの特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例で、本町において特定乳児等通園支援事業の対象となる児童は何名となりますか。

また、対象児童のうち保育所に入所している児童は何名となるでしょうか。質問いたします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） まず初めに、乳児等通園支援事業者の対象者ですけれども、12月会議の時点でもお話しさせていただきましたが、児童福祉法において、保育所、その他、小規模保育施設等に通園していないお子さんが対象となりますので、概算ではあるのですけれども、今年2月末時点でゼロ歳6か月から2歳までのお子さん約425人に対して、保育所等のいずれかの施設に入所が決まっているお子さん288名を引きますと、137名が、この事業の対象者ということになります。

○議長（石森靖明君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○3番（平間康弘君） そうすると、認定となる保育所というか、認定事業所、こちらは大体、事業所の数というものは幾つぐらいを検討していますか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） 町内のということによろしいですか。（「はい」の声あり）今年に入ってから、各私立事業所に確認しまして、希望する事業所はございませんので、公立保育所、槻木保育所1か所から、まず4月1日から事業をスタートすることになります。

○議長（石森靖明君） 再々質疑ありますか。（「分かりました。ありません」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号柴田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第4 議案第66号 柴田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第4、議案第66号柴田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号柴田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第5 議案第67号 柴田町公告式条例の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第5、議案第67号柴田町公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号柴田町公告式条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第6 議案第68号 柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第6、議案第68号柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第7 議案第69号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第7、議案第69号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番広沢真君。

○15番（広沢 真君） 事前に質疑通告も出しているんですが、子ども・子育て支援負担金のことについて伺うんですが、最初の通告で、税金なのかどうかと尋ねていますが、国が明確に保険料だと言っているんで、そこは省いて、ただ実質、税でいう新たな均等割ではないかと私は考えているので、そのあたりについてどう捉えているか伺いたいということが第1点。

それから、もし、その扱いにとって、定額ですので、税と一緒に集めるということもあって、累進性という点で、高額所得者も低所得者も同額の負担ということであれば、逆累進性を持つのではないかと考えるんですが、そのあたりをどう捉えておられるでしょうか。

そして、そうだとすれば、低所得者層に対する影響があると思うんですが、どのように捉えているか。

以上、伺いたいと思います。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（渡辺 潤君） 広沢議員からご質問がありました、新たな負担、均等割ということなんですけれども、新たな負担とはなりません。

そして、累進課税の原則に照らしてどう捉えているかということなんですけれども、個人ごとの均等割額、世帯ごとの平等割額が課税されますが、ほかにも所得に応じて課税される所得割の課税項目もございます。制度上、均等割額、平等割額もございますが、所得が多い方がより多く課税されますので、累進課税、応能負担がされているとは考えております。

累進課税とは考えておるんですけれども、低所得者に対する影響なんです、低所得者層に対しては新たな国保税が賦課されることとなりますので、負担が増えることについては心苦しく思っておるんですけれども、収入が少なく、所得がない、少ない家庭の場合は、定められた軽減制度がございます。2人世帯で7割軽減となった場合は、子ども・子育て支援納付金課税額につきましては年額3,400円が1,000円となります。2,400円軽減される制度がございますので、ご理解いただくよう、よろしく願いいたします。

○議長（石森靖明君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（広沢 真君） 逆累進性を持ちながら、一定の負担軽減策もされているということなんですけれども、これは保険料と国保税、一緒に集めるということだと思うんですけれども、万が一、滞納が生まれた場合の対応を伺いたいと思うんですが、国民健康保険だと、保険税か保険料かというのは自治体の裁量で、どちらの制度を利用するか選ぶことができます。

この場合の一番大きな違いというか、一番目立つ違いは、国保税だと徴収の時効が5年です。保険料だと、たしか2年だと思います。ほとんどの自治体が国保税を選んでいると思ひまして、

宮城県内だと、たしか仙台市ぐらいが保険料として徴収していると思うんですが、この場合、どのように捉えて、例えば積み重なっていく滞納額の中で、時効が違う数字があるんですが、その時効が過ぎた分を軽減して徴収していくのかどうかと、一つ事務的な手続の問題です。

それから当然、国税の滞納する場合の、滞納者の場合は連動するわけですがけれども、その中で、子ども・子育て支援負担金についての滞納があると判断された場合に、子育て支援を受けるときのサービスが制限されるのかということの懸念があります。

健康保険の場合、例えば柴田町だと、滞納があっても分納誓約に応じて、そして面談に応じるとなってくれば、非常に丁寧な対応をされていることは存じておりますが、そのあたりで子育て支援のサービスを受けることに制限を受けるのかどうかという懸念があるので、伺いたいと思います。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（渡辺 潤君） 保険料と保険税なんですけれども、大きな都市、政令指定都市なんかでは保険料を選ばれているようです。柴田町はずっと税でやってきたんですけれども、どのような基準になるのかということは課の職員とちょっと話していたところでして、確認していきたいなと考えていたところでした。

広沢議員からありました、保険税と、料になりますと、時効の年限が違うというところがあります。町といたしましては、滞納されている方には催告とか誓約を結ぶことによって、時効が過ぎたから自動的に債権が消滅するものではないという形なんですけれども、その場合、軽減していくのかということなんなんですけれども、そこは財産調査ですか、収入とか、あと給料とか、そういうものをしっかり確認いたしまして、支払い能力がないと判断されれば執行停止や不納欠損処分をしていくという流れになります。

サービスの制限というところなんですけれども、支払い納付金は県を経由して国に納付するような形にはなるんですが、そのような形でサービスが制限されることはないと考えております。

○議長（石森靖明君） 再々質疑ありますか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。15番広沢真君。

[15番 広沢 真君 登壇]

○15番(広沢 真君) 15番広沢真です。

私は本議案に対して反対をしますが、そもそもの子ども・子育て支援金制度に対しての反対の立場を取っていますので、その立場からの反対を表明して、討論に参加したいと思います。

いつもはメモなんかは書かないんですが、余計なことをしゃべりそうなので、メモを参照しながらしゃべりますので、ご了承ください。

今の質疑を聞いたとおり、柴田町に落ち度があるとは考えていません。ただ、今回の子ども・子育て支援金制度が出されてきたときの議論、そもそも子ども・子育て支援が社会保障なのか、それとも相互扶助なのかという議論から始まって、最終的に国会の議論で、与党のみの賛成で決まったと記憶しています。

私の考え方ですが、子育て支援は子どもの出生率などを考えても国策の根幹に関わるものであり、本来、社会保障制度として国が責任を負うべきものと考えています。当然、従前どおりの国の一般会計で財源を充てて、当たるべきだと考えています。

特に、消費税を導入して以来、一貫して国の主張は、社会保障の財源だと言っているわけですから、度重なる税率のアップのときにも社会保障の財源だということを一番の理由にしているものです。その財源を使って、国民に新たな負担を求めてまで子育て支援をするのではなく、一般財源で工面して子育て支援をするべきだと考えています。

子育て支援負担金制度が導入されたことによって、公金の負担が後退することは絶対に許されないと考えます。

それから2点目ですが、先ほどの質疑で確認したとおり、一定部分の救済措置はあるものの、逆累進性を持っています。そして、これまで負担していなかったものの、新たな負担が生まれるという点で、高所得者より低所得者に関する対する負担が増えることは間違いありません。このことにより、お金がある、なしで、子育てに格差が生まれても絶対にいけないと考えます。

そもそも国が言うような平等な制度、負担等に重くなる、軽くなるということがある時点でも平等ではないと考えています。

大まかに言えば、以上のような2点から、本条例の根幹の制度である子ども・子育て支援金制度に対して、私は反対の立場を取り、本議案についても町の瑕疵はないとしても、制度そのものに反対という立場で本議案に反対したいと思います。

同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(石森靖明君) 次に、原案賛成の方の発言を許します。14番高橋たい子さん。

[14番 高橋たい子君 登壇]

○14番（高橋たい子君） 14番高橋たい子です。

議案第69号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布され、子育て支援金制度が創設されました。それにより、児童手当支給対象年齢の延長や、妊婦を支援する給付金などを行うための財源として、全ての医療保険から保険税と合わせて徴収することは理解するものであります。

令和7年の出生数を見ますと、全国で70万5,809人となり、10年連続で減少しております。そして、今年の出生数は60万人を割り込む可能性が予測されているなど、少子化が一段と加速する見通しとなっているようでございます。

そのような中、少子化対策の施策を継続的に実施するためには、安定的な財源を確保しなければなりません。その財源となる今回の条例改正は必要なものであると理解をいたします。原案のとおり賛成するものでございます。

同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（石森靖明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第70号 課設置に関する条例の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第8、議案第70号課設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号課設置に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第9 議案第71号 柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第9、議案第71号柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第10 議案第72号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第10、議案第72号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

午後1時15分再開いたします。

午前11時55分 休 憩

---

午後 1時15分 再 開

○議長（石森靖明君） 再開いたします。

---

---

#### 日程第11 議案第73号 令和7年度柴田町一般会計補正予算

○議長（石森靖明君） 次に、日程第11、議案第73号令和7年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、まず予算総則、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正並びに86ページからの給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を含め、総括と歳入を一括といたします。

歳出については、まず、1款議会費69ページから4款衛生費77ページまで、次に、6款農林水産業費78ページから12款公債費85ページまでといたします。なお、質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

まず、予算総則、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正並びに86ページから給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を含め総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。4番笠松均君。

○4番（笠松 均君） 4番笠松均です。

ページ数につきましては72ページ。（「まだ」の声あり）失礼しました。

○議長（石森靖明君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。これで予算総則、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正並びに86ページからの給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を含め総括と歳入の質疑を終結します。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、69ページの議会費から77ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

6番小田部峰之。

○6番（小田部峰之君） 6番小田部峰之です。

73ページの国勢調査事務の減額、額は少ないんですけども、この要因、理由は何でしょうかという質疑です。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（熊谷英樹君） 2款5項1目国政調査事務の減額となります。インターネット回答率も増えたことも一因ですが、184名の調査員が丁寧な国勢調査をしていただいたこと、そして町職員、会計年度職員を含めて、迅速かつ正確な審査を行った結果でございます。

○議長（石森靖明君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。4番笠松均君。

○4番（笠松 均君） 4番笠松均です。やり直します。

72ページです。2款、11目18節負担金、補助及び交付金でございます。定額減税し切れなかったと見込まれる方への不足給付金、これは7,400万円近いんですけども、この理由についてご説明お願いいたします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（渡辺 潤君） 笠松議員から質問がございました2款1項11目18節の、定額減税し切れないと見込まれる方の不足給付金、減額となった理由をご説明させていただきます。

こちらの不足給付金事業だったんですけども、システム構築委託の予算をお認めいただきまして、対象件数、対象金額の把握に努めたところでもございました。国から確定した仕様書、対象者の詳細など、その辺が令和7年6月下旬頃にございまして、9月の補正予算要求締切りまでに件数とか金額を把握することができなかった状況でもございました。推計で要求せざるを得なかったというところで、ベンダーに、対象者は何人の該当になるんだと確認をしたところ、5,200件くらいになりますという話をいただきまして、ちょっと心もとないなと思ったところ

で、税務課といたしましては5,500人の平均で3万6,000円支給されるということで予算を要求させていただいたところだったんですけども、実際決算になりましたら4,205件ということで、1,300件、件数が少なかったということと、あと支給額の平均が3万300円ということで、こちら5,700円少なく終わってしまったということで、こちらの乖離で予算が余ってしまったものですから、減額の補正予算をお願いしたところです。

○議長（石森靖明君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

70ページの2款1項5目12節、70ページの上から4段目、委託料、第7次柴田町総合計画策定支援業務委託料減額の説明をお願いします。

それから、71ページの財産管理費の21節、庁舎駐車場支障電柱移設補償の説明をお願いします。ここまでです。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（熊谷英樹君） 2款1項2目委託料、総合計画策定委託料ですが、こちらは入札による請差となります。

○議長（石森靖明君） 続いて、財政課長。

○財政課長（大山 薫君） では、71ページ、21節の庁舎駐車場支障電柱移設補償でございます。こちら庁舎の南側のところの、中庭の駐車場の南側に今、砂利敷きの駐車場があるんですけども、そちらにちょっと既設の電柱が1本あるわけでございます。そちらにつきまして、庁舎の附属設備の工事の中で移設を考えていたんですけども、今後、来年度にかけまして、今度、今の既存の車庫等々を解体したりする工事とかも発生してまいりまして、最終的に全体の舗装とかも生じてくるんですけども、その際に改めて移設したほうがよろしいかということで、今回予算を見送らせていただいたということでございます。

○議長（石森靖明君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 総合計画策定支援業務委託料は、全ての支援業務なんでしょうか。請差だということだったんですけども、全ての支援業務、どういう内容が入っていたんでしょうか。8年度に策定すると思うんですけども、7年度で行うべきものは何だったのか。何の分の請差なのかとか、ちょっとここがよく分からないので、もう少し説明をお願いします。それから、電柱については、そうすると8年度で出てくるということでよろしいんでしょうか。

以上です。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（熊谷英樹君） こちらの委託料、今年度実施する町民のアンケート調査、その分析から、新年度の健康計画の策定までいろいろあるんですが、2年度分一括して、これは入札をかけて、その請差で下がったということになります。

○議長（石森靖明君） 続いて、財政課長。

○財政課長（大山 薫君） 電柱の移設の関係でございますが、この後、以前にも議会にもお示ししておりますが、今度、来年度、現在の車庫等の解体工事が令和8年8月から10月にかけて行われます。その後、今度は新しい水道のお客センターの建設工事が入ります。こちらが令和9年9月頃までかかります。そういったものが終わった中で、最終的に全体的に残った部分は、今度は舗装をかけたりするわけなんですけれども、そういった形になりますので、そういった水道の新しいお客センターの工事まで終わった段階で、移転をちょっと検討したいと思っておりますので、早くても令和9年度とかになるということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（石森靖明君） 再々質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

次に、78ページの農林水産業費から85ページの公債費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。6番小田部峰之君。

○6番（小田部峰之君） 6番小田部です。

81ページ、これはスロープカー支障物移転、支障物件の移転補償というものがありますけれども、220万円、これは何の補償なのか、お伺いいたします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 議案書81ページ、8款4項6目12節の補償、補填及び賠償金の220万円についてのご質問ですけれども、こちらの220万円につきましては、スロープカーの補強工事の発注をいたしました。そちらで基礎コンクリートを増し打ちするんですけれども、それを施工する際に、コンクリートのポンプ車のブームを伸ばして、各橋脚の足元の部分のコンクリートの増し打ちをします。そのブームが、施工する際に既設の電柱に当たるということで、電柱の撤去費、それから架線、ケーブルの撤去、それから感電防止のための防護カバーを電力さん、電話柱のNTTさんにやっていただきますので、そちらの補償費として220万円計上しているものです。

内訳としましては、電柱の撤去が5本と新設1本、それから既設電線への防護カバーが7ジョウを予定しているところです。

○議長（石森靖明君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○6番（小田部峰之君） それは施工上、どうしても必要なものだったということですね。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 下部工工事につきましては、1月に業者が決まりまして、業者と、それから私どもと、あと占有者と現地等をしっかりと立会いして、協議して、この位置でしか施工できないのでということで確定したのになります。

○議長（石森靖明君） 再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

○議長（石森靖明君） これで歳出の質疑を終結します。

これをもって一般会計補正予算に係る全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号令和7年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第74号 令和7年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（石森靖明君） 日程第12、議案第74号令和7年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号令和7年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

### 日程第13 議案第75号 令和7年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（石森靖明君） 日程第13、議案第75号令和7年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号令和7年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

### 日程第14 議案第76号 令和7年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（石森靖明君） 日程第14、議案第76号令和7年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号令和7年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第15 議案第77号 令和7年度柴田町下水道事業会計補正予算

○議長（石森靖明君） 日程第15、議案第77号令和7年度柴田町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号令和7年度柴田町下水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

3月9日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時35分 散 会

---

---

上記会議の経過は、事務局長鹿又博文が記載したものであるが、その内容に相違ないことを

証するためここに署名する。

令和8年3月5日

議 長 石 森 靖 明

署名議員 17番 吉 田 和 夫

署名議員 1番 吉 田 謙 治